

**長与町マイナンバーカード窓口業務等委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本文書（以下「実施要領」という。）は、「長与町マイナンバーカード窓口業務等委託」を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務名

長与町マイナンバーカード窓口業務等委託

3 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和11年11月30日まで

5 見積限度額

48,077,700円（消費税及び地方消費税含む。）

6 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 選定スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施の公告	令和8年9月4日（金）
プロポーザル参加申込期限	令和8年9月18日（金）17時00分まで
質問提出期限	令和8年9月18日（金）17時00分まで
参加資格結果通知日	令和8年9月25日（金）
質問回答日	令和8年9月25日（金）
提案書等の提出期限	令和8年10月8日（木）17時00分まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年10月16日（金）予定

※ 各日程は、目安であり、状況によって変更される場合がある。

8 参加資格

- (1) 国、地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 業務一括再委託をしない者
- (7) 長崎県内に本社、支社、出張所、営業所等のいずれかがあること。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001／ISMS）又はプライバシーマーク（Pマーク）を取得していること。
- (9) 地方公共団体においてマイナンバーカード申請交付関連業務（統合端末操作含む）について契約を締結し、かつ誠実に履行していること。

9 参加申込みの手続

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式1）
 - イ 事業所概要（様式2 パンフレット等（最新のもの）の使用も可。）
 - ウ 業務実績書（様式3）
 - エ 予定担当者調書（様式4）（3人以上の場合は、複数枚提出）
 - オ 支店・営業所の場合、本社の委任状（様式5）
 - カ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001／ISMS）又はプライバシーマーク（Pマーク）の取得が確認できるもの
- ※ ウの業務実績書には、本委託業務と同種又は同類の業務委託実績について記載す

ること。ただし、元請けとして契約した実績に限る。

(2) 提出部数

(1)ーアからカまでの提出書類を、各1部とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

(4) 提出期限

令和8年9月18日（金）17時00分まで（必着）

(5) 提出先

「17 問合せ先」に提出すること。

(6) 参加資格の決定通知日及び通知方法

令和8年9月25日（金）電子メールにより参加資格結果通知書を通知する。

※ 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書の提出後に、何らかの理由があつて提案を辞退する場合は、辞退届（様式は、任意）を提出すること。

10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

質問書（様式6）に記入の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

電話又は口頭による質問には、応じない。

電子メール又はファクシミリの送信後、当該送信した旨を電話すること。

(2) 提出期限

令和8年9月18日（金）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

「17 問合せ先」に提出すること。

(4) 回答日及び回答方法

令和8年9月25日（金）電子メールにより回答する。

(5) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は、受け付けない。

11 企画提案書の提出方法

「9 参加申込みの手続」により参加申込みをした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式7）

イ 企画提案書

企画提案書は任意様式とする。

ウ 見積書及び内訳書（様式は、任意とする。なお、金額は消費税及び地方消費税を含んだ額とし、「5 見積限度額」に記載の金額以下の金額とすること。また、提出の際には、封入して割印を押すこと。）

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

(3) 提出方法

持参又は一般書留郵便によること。

(4) 提出期限

令和8年10月8日（木）17時00分まで（必着）

(5) 提出先

「17 問合せ先」に提出すること。

(6) 作成上の留意点

ア 提案内容は、別紙仕様書及び評価基準表に基づき作成すること。

イ 用紙の規格は、A4判とすること。

ウ 文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図等の使用は、任意とする。

エ 企画提案書表紙（様式7）について、正本には、会社名称、所在地及び代表者名を記載すること。なお、副本には会社名称、所在地及び代表者名などの企業名が特定できる情報は記載しないこと。

オ 企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標その他企業名が特定できる情報を記載しないこと。

12 審査

参加資格を満たすと認めた事業者に対し、長与町マイナンバーカード窓口業務等委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

選定委員会における審査は、(2)の「評価基準」に基づき、最高得点を得た事業者（最優秀提案事業者）と次点の事業者を契約候補者として選定する。

(1) 審査の方法及び留意事項

ア 提案内容についての書類及びプレゼンテーションに関して審査を行うものとする。

イ 審査は、(2)ーアからカまでに掲げる審査項目ごとの評価点数の合計点数により競う「総合評価方式」とする。

ウ 審査において、各選定委員会委員による評価点数合計の平均が評価配点合計の4割に満たない場合は、失格とする。

エ 最高得点と同点となる事業者が複数存在する場合は、各選定委員が付けた最低評価点が高い事業者を優先候補者とする。

オ 応募が1事業者であった場合でも、審査を行い、各選定委員による評価点数合計の平均が評価配

点合計の6割以上である場合には、契約候補者とする。

カ 審査における評価及び採点に関する異議は、受け付けない。

(2) 評価基準

評価基準は、次の審査項目により構成するものとする。

ア 業務実績に関する審査項目

イ 見積価格に関する審査項目

ウ 業務実施体制に関する審査項目

エ 業務内容に関する審査項目

オ 情報セキュリティに関する審査項目

カ プレゼンテーションに関する審査項目

13 プレゼンテーション

(1) 実施予定日

令和8年10月16日（金） ※ 実施場所及び実施時間は、個別に連絡する。

(2) 出席者

出席者は、2人以内とする。

(3) 所要時間

各事業者につきプレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。

(4) 内容

説明は、企画提案書に沿った内容とすること。なお、追加資料は、認めない。

(5) 注意事項

パワーポイントを用いてプレゼンテーションをする場合には、ディスプレイをこちらで準備しますので、パソコン等（HDMI接続できるもの）をお持ちください。

14 審査結果通知

審査結果は、決定後、速やかに本審査参加者に書面で通知するとともに、長与町ホームページに掲載するものとする。

なお、審査結果通知日から契約締結までに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消す場合がある。

15 契約締結

(1) 契約方法

選定委員会の審査において、書類審査及びプレゼンテーション審査の合計点が最高評価点を得た者を最優秀提案事業者とし、本件業務の契約交渉を行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当することにより、当該事業者と契約が締結できない場合には、次点の事業者と契約交渉を行うものとする。

ア 「**8 参加資格**」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。

イ 契約交渉が成立しないとき、又は最優秀提案事業者が本契約の締結を辞退したとき。

ウ 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

エ その他の理由により、契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付するものとする。ただし、長与町財務規則（平成17年規則第5号）第111条各号の免除規定に該当すると認められるときは、この限りでない。

16 その他

(1) 本件プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則認めない。

- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出期限後における企画提案書の差替え又は再提出は、受け付けない。
- (5) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「公募型プロポーザル審査結果通知書」を受理した日から契約予定事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (6) 契約に係る仕様書は、長与町が示した業務委託仕様書及び選定された提案に基づき、長与町及び契約予定事業者との協議の上、決定するものとする。
- (7) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、長与町が本件プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を使用できるものとする。

17 問合せ先

長与町 住民福祉部 住民環境課 担当：木須

所在地：〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話：095-801-5825（直通）

E-mail：jumin@nagayo.jp

FAX：095-883-1591